

特定緊急輸送道路沿道建築物に係る 耐震改修工事・建替え・除却助成

(有効期間：令和2年4月～令和3年3月31日までに補強設計着手)

東京都では、災害時に緊急車両の通行や緊急物資の輸送に重要な役割を果たす『緊急輸送道路』のうち、特に耐震化を図る必要がある道路を『特定緊急輸送道路』に指定し、沿道建築物のうち一定の要件を満たす建築物について耐震診断を義務付けました。

これに伴い台東区では、特定緊急輸送道路沿道建築物について、建物所有者の方の負担を軽減するため、耐震改修工事、建替え、除却に対して、下記の通り助成します。

◆助成金額◆

助成金額は以下の手順により算出されます。

手順①：助成対象費用の算出

助成対象費用	次の限度額による算定額と、実際に耐震改修工事、建替え、除却にかかった費用のうちいずれか小さい方の金額を助成対象費用とする。	
限度額 (単価) による 算定額	区分	限度額
	耐震改修工事	51,200円/㎡かつ1棟あたり512,000,000円以内 (マンションにあつては、50,200円/㎡かつ 1棟あたり502,000,000円以内) (特殊な工法の場合、83,800円/㎡かつ 1棟あたり838,000,000円以内)
	建替え	耐震改修工事限度額計算により定める額以内
	除却	耐震改修工事限度額計算により定める額以内 かつ除却に要する費用以内

なお、住宅(マンションを除く)においては、上記51,200円を34,100円、512,000,000円を341,000,000円と読み替える。

手順②：面積区分における助成金額の算出(5,000㎡を超える場合は助成対象費用を按分する)

面積区分	助成対象費用区分	助成金額
〔1〕5,000㎡以下の部分	3,000万円以下の場合	助成対象費用の5/6以内
	3,000万円を超えて6,000万円以下の場合	助成対象費用の1/2に1,000万円を加えた額以内
	6,000万円を超える場合	助成対象費用の1/3に2,000万円を加えた額以内
〔2〕5,000㎡を超える部分	—	助成対象費用の1/6以内

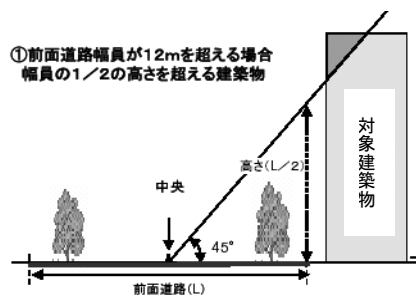
手順③：手順②の(1)と(2)を合算した額が助成金額となる。(1,000円未満切捨て)

手順④耐震診断の結果Is値が0.3未満の建築物の耐震改修工事の場合の加算

加算額	加算の基礎となる額の17/30に2,000円を加えた額(1,000円未満切捨て)ただし、区助成額の1/3を限度とする。 (5,000㎡を超える部分については、加算の基礎となる額の23/60)
加算の基礎となる額	耐震改修工事に要する費用(実際の工事費)の面積当たりの単価と76,800円(マンションにあっては75,300円、住宅にあっては51,150円)を比較して低い金額から51,200円(マンションにあっては50,200円、住宅にあっては34,100円)を引いた額を面積当たりの単価とし、当該面積当たりの単価に面積を乗じた額。 ※1. 1棟当たりの別表第2の耐震改修工事に要する費用の助成対象費用と合わせて512,000,000円以内とする。 (マンションにあっては502,000,000円以内、住宅にあっては341,000,000円以内とする。) ※2. 免震工法等を含む特殊な工法により面積単価当たりの単価に83,800円を採用した場合、又は耐震改修工事に要する費用(実際の工事費)の面積当たりの単価が51,200円(マンションにあっては50,200円、住宅にあっては34,100円)に満たない場合は、加算をすることはできない。

◆助成対象要件◆(以下の〔1〕及び〔2〕の全ての要件を満たすこと)

台東区内の 特定緊急輸送道路	第一次緊急輸送道路※及び昭和通りから区役所本庁舎までの連絡部分 ※第一次緊急輸送道路：昭和通り、江戸通り、蔵前橋通り、尾久橋通り
〔1〕 建築物の要件	次の①から⑦までを全て満たす建築物であること。 ①台東区内の建築物のうち、敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 ②昭和56年5月31日以前に建築された建築物 ③建築物の高さが次に定める数値を超える建築物 (a)前面道路幅員が12mを超える場合：建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に該当する距離を加えたもの(下図参照) (b)前面道路幅員が12m以下の場合：建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、6mを加えたもの ④地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告等をうけているもの。 ⑤耐震診断の結果、Is値が0.6未満又は倒壊の危険性があると判断されたもの。 ⑥耐震改修後のIs値が0.6以上であること。(耐震改修工事の場合) ⑦第三者機関の評定を受けること。(建築基準法の特例措置を受ける場合は計画の認定を受けること。)(耐震改修工事の場合) ⑧建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。
〔2〕 申請者の要件	次の①から②までを全て満たす者であること。 ①上記の要件に該当する建築物の所有者 ②住民税(個人または法人)を滞納していないこと。



(前面道路幅員が12m以下の場合、図中の高さL/2を6mとする)

★助成金をご希望の方は、下記へご連絡ください。

台東区役所 都市づくり部 建築課 構造防災担当

TEL：03-5246-1335

※助成金を受けるには、事前申請が必要です。申請書類提出後、区からの助成金交付決定通知が送付されますので、耐震改修工事等は通知受領以降に着手するようお願いいたします。